

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 16 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第 3 号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(警務課の分掌事務) 第10条 略 (1)～(11) 略 (12) 当直及び本署当番に関すること。 (13)・(14) 略	(警務課の分掌事務) 第10条 略 (1)～(11) 略 (12) 当直に関すること。 (13)・(14) 略

附 則

この公安委員会規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。